

事業主の休業を対象

福井県雇用維持事業主応援金

～従業員の雇用維持を図った事業主に対して、
事業の継続と事業者の支援のため、応援金を支給します～

対 象

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の**対象となる事業所**

※1 国の助成金の支給申請を行った段階で、県への申請が可能です

※2 福井県内の事業所で休業を実施したものに限りです

対象となる休業等

令和2年1月24日から6月30日までに
実施した休業

上限額・助成率

事業主1人 10,000円/日
事業主・役員（常勤）2人以上 20,000円/日
（1企業当たり50万円を上限）

国	福井県
対象外	事業主1人 10,000円/日 事業主・役員（常勤）2人以上 20,000円/日

要 件

- 対象となる事業主・役員（常勤）は、国の助成金の算定対象外の者で、実際に休業した者に限り（最大2名）
- 算定対象となる休業日数は、国の助成金の支給対象期間内において、当該事業主または役員（常勤）が、通常の業務時間の全てについて業務を行わなかった日数とします

申請手続

別紙「申請書」と添付資料を下記へ**郵送**してください

〒910-8580 福井県 産業労働部 労働政策課（住所の記載は不要）

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648